

●応募にあたっての注意事項

- 1.生命倫理的配慮の明記について
- 2.利益相反の有無のご申告および開示について

1. 生命倫理的配慮の明記について

応募いただいた演題が生命倫理的配慮のもとに実施されたものであることを抄録本文中に必ず明記して頂く必要があります。

生命倫理的配慮について抄録本文へ明記する内容としては、いくつか例はありますが、主に以下のようなこととなります。

事例の本人及び家族に、研究の目的・症例の取り扱い・発表の場所・プライバシー保護のための手立て・承諾の自由と断っても不利益を被らないこと（保護）などを説明した後、書面（あるいは口頭）で承諾を得た旨、明記する。（本人からの承諾が不可能な場合：代理人もしくは代理人が存在しない場合には所属する施設の倫理委員会等で承認を得た事実を記載する必要がある。小児の場合：本人からの承諾は発達段階によるが、家族からも必要となる）なお、所属する施設に生命倫理委員会があれば、承認を得て、その旨を明記する。

<生命倫理的配慮サンプル文>

- ex1：本研究参加者には、研究目的、方法、参加は自由意志で拒否による不利益はないこと、個人情報保護について文書と口頭で説明を行い、同意を得た。
- ex2：発表にあたり、A氏のプライバシー保護に配慮し、ご家族から口頭にて同意を得た。
- ex3：本研究は、倫理委員会の承認を得て、患者が特定されないよう配慮した。

2. 利益相反の有無について

応募いただいた演題に対し、利益相反の有無のご申告が必要となります。また利益相反がある場合は開示が必要となります。

利益相反とは

応募演題に対して、営利を目的とする企業や団体から金品などの提供を受けた場合、利益相反がある、という状態になります。たとえば、企業・団体の役員・顧問職報酬、株の利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、贈答物、研究員の派遣などになります。

本大会における研究結果発表の公正・公平さを維持し、透明性、社会的信頼性を保持することが目的です。

申告方法

- ①演題登録時（UMIN 演題登録システム）に利益相反があるか、ないかを選択する。
- ②利益相反がある、と選択した方は抄録内への開示記載、および発表時にはスライドあるいはポスターの最後に開示が必要となります。

<利益相反がある場合の開示サンプル>

私の今回の演題に関して、開示すべき利益相反状態は以下のとおりです。

- 研究費：●●製薬、××製薬、□□株式会社
研究員：△△製薬
講演料：○○株式会社